

履歴事項全部証明書

東京都渋谷区西原2-31-3山本ビル3階
一般社団法人セーフターインターネット協会

会社法人等番号	0110-05-005445	
名称	一般社団法人セーフターインターネット協会	
主たる事務所	東京都渋谷区西原2-31-3山本ビル3階	
法人の公告方法	1. 当法人の公告は、電子公告により行う。 http://www.saferinternet.or.jp/ 2. 事故その他やむを得ない事由によって電子公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法により行う。	
法人成立の年月日	平成25年5月27日	
目的等	当法人は、違法・有害情報の流通防止対策等インターネットに係る諸課題を解決することを目的とする 当法人は、上記の目的を達成するため、次の事業を行う。 (1) インターネットにおける違法・有害情報対策事業 (2) インターネットに係る諸課題の解決のための事業 (3) 前2号に関連した各種調査・研究及びレポートの作成 (4) 前3号に掲げる事業に附帯又は関連する事業	
役員に関する事項	川崎市宮前区菅生ケ丘3番12号 代表理事 中山 明	令和 3年 6月25日重任 -----
	理事 中山 明	令和 3年 6月25日重任 -----
	理事 吉田 奨	令和 3年 6月25日重任 -----
	理事 中谷 昇	令和 3年 6月25日重任 -----

	監事 志村和昭	令和3年6月25日重任
		令和4年2月4日辞任
		令和4年5月26日登記
	監事 松本公三	令和4年2月4日就任
		令和4年5月26日登記
役員等の法人に対する責任の免除に関する規定	1. 当法人は、一般社団法人法第114条の規定により、理事会の決議をもって、同法第111条の行為に関する理事（理事であった者を含む。）の責任を法令の限度において免除することができる。 2. 当法人は、一般社団法人法第114条の規定により、理事会の決議をもって、同法第111条の行為に関する監事（監事であった者を含む。）の責任を法令の限度において免除することができる。	
非業務執行理事等の法人に対する責任の限度に関する規定	1. 当法人は、一般社団法人法第115条の規定により、外部理事との間に、同法第111条の行為による賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、その契約に基づく賠償責任の限度額は、法令に定める最低責任限度額とする。 2. 当法人は、一般社団法人法第115条の規定により、外部監事との間に、同法第111条の行為による賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、その契約に基づく賠償責任の限度額は、法令に定める最低責任限度額とする。	
理事会設置法人に関する事項	理事会設置法人	
監事設置法人に関する事項	監事設置法人	
登記記録に関する事項	令和3年7月31日東京都千代田区紀尾井町3番1号KKDビル5階から主たる事務所移転 令和3年9月22日登記	



これは登記簿に記録されている閉鎖されていない事項の全部であることを証明した書面である。

(東京法務局渋谷出張所管轄)

令和5年3月15日

東京法務局府中支局
登記官

北原充彦

